## 制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 森 正 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 製 造 物 品 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 購入
  - (2)数 量 1台
  - (3) 製造物品の仕様等 別添仕様書のとおり
  - (4)納 入 期 限 令和6年3月21日まで
  - (5)納 入 場 所 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
- 2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度において本組合の構成市町である、館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町の内の1団体以上に入札参加資格を有する登録を受けている者。
- (2) 本件公告の日から当該入札の日までの間において、国及び地方公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの 更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法の再生手続開始の申立をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (4) 本件製造物品を仕様書等に従い、納入することが可能な者であること。
- (5) 本件製造物品納入後、アフターサービス・メンテナンスを本組合の求めに応じて 迅速に提供できる者であること。
- (6) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。
- 3 入札参加申請書の配布及び提出

本入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加資格申請書(以下「参加資格申請書」という。)を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合ホームページ(以下「組合HP」という。)からダウンロードして使用することとし、構成市町に提出した入札参加資格審査申請書表紙の写し(令和5年

度において有効なもので、構成市町の受付印のあるものに限る)、若しくは申 請者控えの写しを添えること。

\*組合HPアドレス (http://www.awakouiki.jp)

- (1)提出期限 令和5年4月20日(木)午後5時まで(土・日曜日,休日を除く)
- (2)提出方法 参加申請書に必要事項を記入し、**押印後のもの**を持参若しくは ファクシミリにて提出すること。なお、<u>ファクシミリにて提出</u> した者は入札当日に原本を提出すること。
- (3)提出先館山市北条686-1 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課 電話0470(22)2902 FAX 0470(22)6562
- 4 参加資格の審査結果の通知

参加資格申請書を提出した者に、令和5年4月24日(月)までにファクシ ミリにて通知する。

ただし、本通知後に入札を辞退する者は、入札日前日の午後5時までに郵送(必着)又は持参により、入札辞退届を提出しなければならない。なお、様式については、組合HP (http://www.awakouiki.jp)からダウンロードして使用すること。

- 5 入札日時及び場所
  - (1)入札日時 令和5年4月26日(水)午前10時00分
  - (2) 入札場所 館山市北条686-1 安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎 2階 指揮本部室
- 6 仕様書等の入手及び入手期間

仕様書等は、組合HP (http://www.awakouiki.jp) に掲載する。

- (1) 入手方法 ダウンロードして入手するものとする。
- (2) 入手期間 公告日から令和5年4月26日(水)まで
- 7 仕様書等に対する質問

仕様書等の内容に疑義があるときは、ファクシミリにて提出すること (様式任意)。

なお、質問がない場合の連絡は必要としない。

- (1)提出期限 令和5年4月14日(金)正午まで
- (2) 提 出 先 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課 電話 0470 (22) 2902 FAX 0470 (22) 6562
- (3)回答 令和5年4月19日(水)までにファクシミリにて行う。
- 8 入札書・委任状・誓約書等の様式について 組合HP (<a href="http://www.awakouiki.jp">http://www.awakouiki.jp</a>) に掲載するので、ダウンロードして使用 するものとする。
- 9 入札に関する注意事項
  - (1)入札方法 入札書は、本人又は代理人の持参とする。代理人の場合は必ず 委任状を持参すること。
  - (2)入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を もって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否 要

(4)入札保証金 免除

(5) 最低制限価格 設定しない

(6) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

(ただし、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則第 138 条第 3 項の規定に該当する場合は、免除する場 合がある。)

- (7)無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する 条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 前払い及び部分払い 無
- (9) その他
  - ①入札参加者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。
  - ②予定価格に達した価格の入札がないときは、その場で直ちに再度入札を 行うものとする。この場合の再度入札の回数は2回までとする。再度入 札の結果、予定価格に達した価格の入札がない場合は、最低価格入札者 と協議するか又は再度公告による入札を行うことがある。
  - ③参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ④提出された参加申請書等は返還しないが、提出者に無断で使用しない。
- 10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

最低価格入札者が2人以上のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。 11 そ の 他

- (1) 前各項に定めるもののほか、本組合財務規則を適用する。
- (2) 問い合わせ先は次のとおりとする。
  - <契約手続き関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合 庶務係

電話 0470-22-5633 (直通)

所在 〒294-0036 千葉県館山市館山 1564-1

<仕様書内容等関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課

電話 0470-22-2902 (直通)

所在 〒294-0045 千葉県館山市北条 686-1